
令和3年度
監査結果の概要

令和4年4月
いわき市監査委員

目 次

- 監査制度の概要 P 1
- リスク・アプローチによる監査 P 2
- 監査等の種類と対象 P 3
- 定期監査における調査件数及び指摘件数 P 4
- 意見又は要望とした事項 P 5
- 令和 3 年度監査等実施日程 P 6

監査制度の概要

1 監査委員について

監査委員は、主に、市の財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について監査するために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第195条の規定により設置される機関です。

また、監査委員は、識見を有する者のうちから選任される識見監査委員と、議会の議員から選任される議選監査委員、合わせて4名で構成されており、任期は4年（議員のうちから選任される者にあつては議員の任期）となっています。議選監査委員の定数については、いわき市監査委員条例で2名となっています。

2 監査基準について

いわき市監査基準は、地方自治法等の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査及び審査等が適切かつ有効に実施されるために、監査等の目的、計画の策定、実施、報告・意見の提出、報告等の内容・公表及び措置状況の報告等について、監査委員のよるべき基本事項を定めています。

3 監査計画について

監査計画は、いわき市監査基準に基づき、各種の監査、検査等について、効果的、効率的に実施することができるように、毎年度定めています。

内容は、当該年度における監査等の対象、実施方針、実施時期などとなっています。

4 監査結果について

監査の結果については、議長や市長等に対して報告するとともに、市のホームページで公表しています。市長等が監査の結果に基づき講じた措置の内容についても結果と併せて公表しています。

リスク・アプローチによる監査

令和3年度監査計画において、監査業務を効率的かつ効果的に実施するため、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を評価した上で、本市においてリスクが高いと評価される事務を選定して監査を行うこととしました。

なお、選定した事務は次のとおりです。

事務	主なリスク等
随意契約に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容で契約・ 不適切な価格で契約・ 契約の内容が適切に履行されない
補助金に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 不適切な内容の補助・ 不適切な額の補助・ 補助事業が適切に履行されない
現金（郵便切手等を含む）の保管に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 書類の偽造・ 横領・ 現金の紛失
収納に関する事務	<ul style="list-style-type: none">・ 過大または過少の入力・ 過大または過少の徴収・ システムによる計算の誤り
他自治体において、リスクが顕在化した事例等	（事情聴取等により識別・評価する）
前回指摘した事項	
その他上記のいずれにも該当しないものでリスクが高いと評価される事項	

監査等の種類と対象

監査等の種類（根拠法令）	令和3年度監査等対象
監査等の範囲	
(1) 定期監査 （法第199条第1項、第4項） 財務に関する事務（収入・支出・契約・財産管理等）及び市の経営に係る事業管理に関する事務	文化スポーツ室・観光交流室、農林水産部、産業振興部、土木部、教育委員会事務局及び教育機関、消防本部、水道局 ※ 詳細は資料P4
(2) 行政監査 （法第199条第2項） 財務事務以外の一般行政事務	・定期監査に併せて実施 文化スポーツ室・観光交流室 外 ※ 詳細は資料P4の特定事項の主な調査項目に記載
(3) 決算審査 （法第233条第2項、第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項） 一般会計・特別会計に係る決算、基金の運用状況及び公営企業会計に係る決算	・一般会計、特別会計及び基金決算 ・公営企業会計決算
(4) 健全化判断比率等審査 （地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項） 「健全化判断比率」（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の総称）及び公営企業に関する「資金不足比率」並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類	・一般会計、特別会計決算 ・公営企業会計決算
(5) 例月現金出納検査 （法235条の2第1項） 会計管理者、水道事業及び病院事業の各管理者が管理する現金等の毎月の出納	・原則毎月25日に、前月分の現金預金の出納事務を検査 ・一般会計、特別会計等については、財政状況や資金運営の状況を、企業会計については、経営状況を確認し、決算審査につながる検査と位置付けて実施

定期監査における調査件数及び指摘件数

○調査件数:課等単位で調査を行った全ての件数

○指摘件数:類似内容の指摘が複数生じるときは、課等単位で1件に集約

No.	調査項目	調査件数 及び 指摘件数	監査対象部局名						合計	
			文化スポーツ室・観光交流室	農林水産部	産業振興部	土木部	教育委員会事務局及び教育機関	消防本部		水道局
1	収入事務	調査件数	66	132	125	23	56	142	38	582
		指摘件数	3	4	2	2	5	1	2	19
2	支出事務	調査件数	63	36	76	54	67	59	99	454
		指摘件数	1	2	5	1	1	7	1	18
3	契約事務	調査件数	22	19	31	50	15	20	57	214
		指摘件数	2	4	4	1	0	1	6	18
4	財産管理事務	調査件数	11	11	8	9	28	22	49	138
		指摘件数	4	1	1	0	9	2	0	17
5	特定事項	調査件数	8	11	8	8	10	8	5	58
		指摘件数	0	0	0	0	1	0	0	1
合計		調査件数	170	209	248	144	176	251	248	1,446
		指摘件数	10	11	12	4	16	11	9	73

■No.5.特定事項の主な調査項目

各部等共通	事務処理におけるリスク及びその対策について
文化スポーツ室・観光交流室	いわき市スポーツ推進計画について 観光施策について
農林水産部	鳥獣被害対策について 担い手の育成・確保について
産業振興部	働きやすいまち推進事業について 既存産業の支援・強化について
土木部	河川洪水ハザードマップについて 市営住宅について
教育委員会事務局及び教育機関	教職員の働き方改革について 学校給食事務について
消防本部	消防団の運営について 消防力の強化について
水道局	老朽管更新事業について 遊休資産の有効活用について

※特定事項 ①財務事務において、No.1収入事務からNo.4の財産管理事務のいずれにも該当しない項目
②財務事務以外の一般行政事務を主眼とした項目

意見又は要望とした事項

定期監査の過程で一般行政事務処理等の改善に向けた取組みや検討、事務執行にあたっての提言、提案が必要と認められ、意見又は要望を付した事項については次のとおりです。

No.	意見対象部課等		意見又は要望とする事項
1	産業振興部	公営競技事務所	いわき市競輪選手育成強化事業補助金の額にかかる調査方法の見直しについて
2	教育委員会事務局及び教育機関	学校教育課	災害共済給付の共済掛金納入に係る規程の整理について
3	教育委員会事務局及び教育機関	学校支援課	学校給食費の納入に係る規程の整理について

令和3年度 監査等実施日程

監査等の種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	担当
定期監査	文化スポーツ室・観光交流室	14	5										1係
	農林水産部			4				24					1係
	産業振興部	14	5										2係
	土木部					17			21				2係
	教育委員会事務局及び 教育委員会							24				18	1係
	消防本部			4				24					2係
	水道局								21			18	2係
例月現金 出納検査	一般・特別会計・基金	27	1	29	28	31	28	9	23	26	8	24	1係
	企業会計	26-28	31	2	28-30	30	27-29	8-10	22-24	25-27	7-9	23-25	2係
決算審査	一般・特別会計、基金			30	4								1係
	企業会計			16	20								2係
健全化判断比率等審査			30	4									1・2係